

会長コメント

平成21年10月1日

全国ハイヤー・タクシー連合会
(社団法人全国乗用自動車連合会)

会長 富田昌孝

数多くの問題・困難に直面するタクシー業界が待望していた「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が本日施行となりました。

まずは、一昨年の交通政策審議会諮問以降、御尽力いただいた全ての関係者各位に改めて感謝申し上げます。

私どもタクシー業界としては、監督官庁の御指導と関係者の御協力のもと、新法により指定された141の特定地域におけるタクシー事業の健全化・適正化に向けて一致団結して最大限の取り組みを開始するとともに、利用者の皆様から信頼されるタクシーを目指してたゆまぬ努力を継続して参る考えです。

今後とも、関係各位におかれては、ご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。